

13 福祉・健康

(1) 生活保護

① 被保護世帯扶助別人員の推移

(各年4月末日現在)

区 分		22年度	23年度	24年度
被保護世帯	世帯数	3,933	4,185	4,380
	人 員	5,982	6,298	6,504
保 護 率 (‰)		45.61	48.45	50.41
全国保護率 (‰)		14.7	15.80	16.50
生活扶助(人)		5,628	5,957	6,124
住宅扶助(人)		5,627	5,928	6,074
教育扶助(人)		720	721	711
介護扶助(人)		557	619	642
医療扶助(人)		4,372	4,582	4,842
出産扶助(人)		1	2	1
生業扶助(人)		231	243	253
葬祭扶助(人)		9	17	14

② 扶助費の推移

(単位：千円)

扶助費別	22年度		23年度		24年度	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
生活扶助費	3,920,186	38.25	4,065,507	37.16	4,118,474	36.63
住宅扶助費	1,640,366	16.01	1,753,082	16.02	1,834,039	16.31
教育扶助費	97,669	0.95	98,378	0.90	94,174	0.84
介護扶助費	151,778	1.48	169,883	1.55	179,696	1.60
医療扶助費	4,344,280	42.39	4,755,165	43.46	4,918,007	43.74
出産扶助費	50	0.00	39	0.00	0	0.00
生業扶助費	45,834	0.45	45,266	0.41	44,054	0.39
葬祭扶助費	24,104	0.24	26,720	0.25	26,598	0.23
施設扶助費	23,866	0.23	27,344	0.25	29,177	0.26
総 額	10,248,133	100.00	10,941,384	100.00	11,244,219	100.00

③生活保護の適正化に向けた門真市生活保護行政対策本部を設置

現在の厳しい経済状況の中で、本市の生活保護受給者は、増加の一途をたどっています。

一方で、自立支援の推進、不正受給や不当要求への対策、貧困ビジネスの撲滅、現行法制度の抜本的改革など、さまざまな課題に対し、市全体での共通認識を持ち、全庁的に取り組んでいく必要があります。

そのため、生活保護制度を取り巻く状況について、社会保障制度全般を含めた抜本的な制度改革に向けた取り組み、生活保護行政に係る適正な業務執行体制の確保、不正受給や不当要求等、組織横断的な対応を行うため、「門真市生活保護行政対策本部」を平成23年1月17日に設置し、対策本部で決定された32の改善項目の改善に向けて平成25年3月まで様々な取り組みを進めてまいりました。

今後の適正化対策につきましては、保護課の主体的な取り組みに重点を置くとともに、対策本部におきましても、取り組みの進捗状況を検証し、課題の検討を行い、全庁的な協力要請を行う機能が必要となつてまいります。

そのため、対策本部の職員構成の見直しや、より適正化に特化した組織構成とするなど、より実践的で、機動性のあるスリムな組織体制といたしました。

④生活保護情報専用ダイヤルを設置

本市の生活保護行政の適正実施の取り組みの一環として、不正受給や、急迫状況にある方の情報など、生活保護に関する市民からの情報提供窓口として、「生活保護情報専用ダイヤル」を、平成25年5月7日より保護課内に設置いたしました。

この専用ダイヤル等を通じて寄せられる市民からの貴重な情報を基に、迅速に事実関係の確認調査に努め、早急な対応の検討を行い、厳正な対応を行うことで市民から信頼される生活保護行政の運営と生活保護制度の適正化に努めてまいります。

専用電話	06 - 6902 - 6601
ファックス番号	06 - 6902 - 6244
専用メールアドレス	seiho@city.kadoma.osaka.jp

(2) 児童福祉

① 保育園

ア 市立

(平成25年4月1日現在)

名 称	開園年月日	現 員 (人)		定 員 (人)
		3歳未満児	3歳以上児	
上野口保育園	昭和43年12月1日	32	46	70
浜町保育園	昭和46年4月1日	34	69	100
南 保 育 園	昭和46年4月1日	59	112	180
合 計		125	227	350

イ 私立

(平成25年4月1日現在)

名 称 (保育園)	定 員 (人)	名称 (簡易保育施設)	定 員 (人)
古 川 園	150	麦の子共同保育園	18
門 真 保 育 園	110	たんぼぼ保育園	29
めぐみ保育園	120	門 真 学 園	29
智 鳥 保 育 園	180	末 広 保 育 所	29
脇 田 保 育 園	150	な ご み 広 場	21
北 巢 本 保 育 園	120	都 市 型 保 育 園 ポポラー大阪古川橋	42
おおわだ保育園	170		
うちこし保育園	68		
三ッ島保育園	70		
ファースト保育園 (三ッ島分園)	15		
まこと小路保育園	120		
きたじま保育園	70		
柳 町 園	150		
いずみっこ保育園	70		
合 計	1,563	合 計	168

ウ 保育料徴収基準額

月額（円）

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		保育料徴収基準額（月額）			
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0	
B	A階層及びD階層を除き前年度	0	0	0	
C 1	分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯 （均等割の額のみ）	7,500 (3,750)	5,500 (2,750)	5,500 (2,750)
		市町村民税課税世帯 （所得割の額のあるもの）	8,800 (4,400)	7,000 (3,500)	7,000 (3,500)
D 1	A階層を除き前年分の所得税（1月から3月までの間に入所を開始する場合には、前々年分の所得税。以下同じ。）課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	8,300円未満	12,000 (6,000)	9,500 (4,750)	9,500 (4,750)
D 2		8,300円以上 16,700円未満	16,000 (8,000)	13,600 (6,800)	13,600 (6,800)
D 3		16,700円以上 44,400円未満	20,000 (10,000)	18,600 (9,300)	17,200 (8,600)
D 4		44,400円以上 66,700円未満	27,600 (13,800)	24,000 (12,000)	21,400 (10,700)
D 5		66,700円以上 88,900円未満	33,400 (16,700)	24,800 (12,400)	21,800 (10,900)
D 6		88,900円以上 124,800円未満	36,000 (18,000)	25,700 (12,850)	22,200 (11,100)
D 7		124,800円以上 169,200円未満	44,600 (22,300)	26,600 (13,300)	22,600 (11,300)
D 8		169,200円以上 202,500円未満	47,600 (23,800)	27,000 (13,500)	23,000 (11,500)
D 9		202,500円以上 469,300円未満	48,800 (24,400)	28,000 (14,000)	23,400 (11,700)
D 10		469,300円以上	51,400 (25,700)	29,000 (14,500)	24,000 (12,000)

（ ）内の金額について

- ※ 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合、2番目の児童が中段（ ）の額、3番目以降の児童が0円になります。
- ※ D1～D10階層における所得税の額は、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除を適用する前の金額です。平成23年分以降の所得税については、年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の改正が行われましたが、保育料の算定では、年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の改正が行われる前の旧所得税法の計算方法をもとに決定します。

エ 保育時間一覧表

公立

保育所名	開所時間
公立保育園	7:30～18:30

※ 門真市の公立保育園全園で延長保育（有料）を行っています。延長保育時間は、18:30～19:00です。

民間

保育所名	開所時間
古川園	7:00～19:00
門真保育園	7:30～19:00 土曜 7:30～17:00
めぐみ保育園	7:30～19:00
智鳥保育園	7:00～19:00
脇田保育園	7:30～19:00
北巢本保育園	7:30～19:00 土曜 7:30～18:30
おおわだ保育園	7:00～19:00 土曜 7:00～18:00
三ツ島保育園 (分園含む)	7:00～19:30 土曜 7:00～18:00
うちこし保育園	7:00～19:00
まこと小路保育園	7:30～20:00
きたじま保育園	7:30～20:00
柳町園	7:30～20:00
いずみっこ保育園	7:30～20:00

※ 保育時間は、児童の年齢、状況等により、変更することがあります。詳細は、直接施設にお問い合わせください。

※ 延長保育時間・延長保育料等の詳細は、直接施設にお問い合わせください。

※ 上記の開所時間には、延長保育(有料)も含まれています。

オ 認可外保育施設利用者補助事業

保育サービスについて保護者の多様な選択を保障するため、保育に欠ける3歳未満(0歳～2歳児)の乳幼児が、市が指定する認可外保育施設を利用した際の利用料の一部を補助します。

対象者 次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ・ 門真市内に居住し、かつ本市に住民登録をしていること
- ・ 市の規定する保育の実施基準に該当していること
- ・ 入所した日の属する月の初日において、3歳に達していないこと
- ・ 補助対象の認可外保育施設を月額単位(1日単位、かつ、月16日以上)で利用していること
- ・ 保護者が市税、保育料、主食費を滞納していないこと

対象施設

麦の子共同保育園(沖町 19-4)、たんぼぼ保育園(元町 18-15)、門真学園(古川町 14-3)、末広保育所(末広町 2-15)、なごみ広場(栄町 4-16)、都市型保育園ポポラー大阪古川橋(垣内町 1-20-115)

※申請方法、提出書類等の詳細は、各認可外保育施設又は子ども課保育Gまでお問い合わせください。

② 子育て支援

ア 放課後児童クラブ運営事業

児童に対し、適切な遊びと生活の場を与えるとともに、異なった学年による児童の集団活動を推進し、放課後における児童の健全育成を図るため、実施しています。

実施場所 放課後児童クラブ室・運動場等

対象者 市内の小学校に在籍の児童で、その保護者が昼間に労働することを常態としている児童、又は健全育成上指導を要すると市長が認める児童

活動時間 (1) 月曜日～金曜日 放課後～午後6時

(2) 土曜日、学校休業日 午前8時30分～午後6時

クラブ費 月額 4,500円

イ かどまファミリー・サポート・センター

育児に関する相互援助の拠点として、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、助け合う会員組織の運営を平成15年10月から実施しています。

(開設場所) 門真市民プラザ1階

(開設時間) 午前9時～午後5時30分

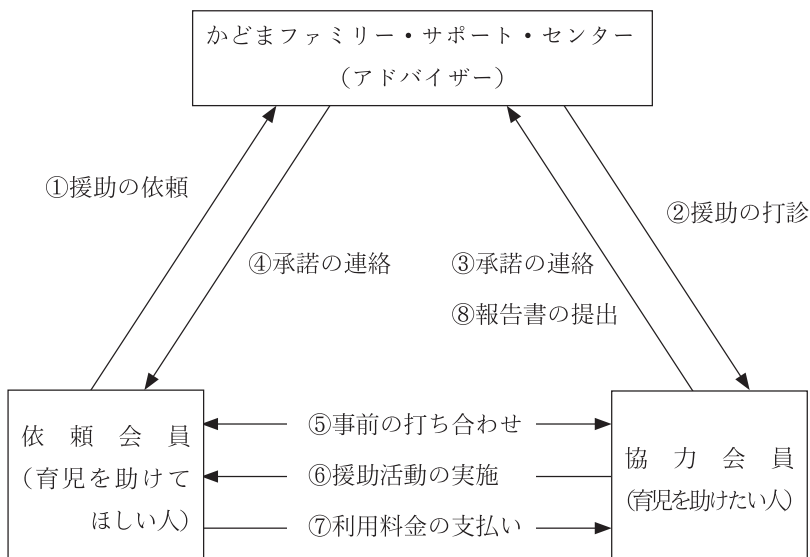
(休所日) 土・日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで

(援助活動の主な内容)

- ① 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり
- ② 保育施設までの送迎
- ③ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- ④ 学校の放課後の子どもの預かり
- ⑤ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
- ⑥ 買い物等の外出の際の子どもの預かり
- ⑦ その他

※ 宿泊を伴う活動は不可

(援助活動の手順)



(利用料金)

活 動 日	利用料金の基準
平日・土曜日 (午前7時～午後8時)	1時間当たり 700円
日曜日・祝日及び12月29日から翌年1月3日までと上記以外の時間帯	1時間当たり 800円

ウ 赤ちゃんの駅事業

乳幼児を持つ保護者の外出を支援するために、授乳やおむつ替えのできるスペースを「赤ちゃんの駅」として設置しています。

(設置場所) 市役所、保健福祉センターなど公共施設や市内の保育園、幼稚園(41カ所)

* 対応可能な施設のみ、ミルク用のお湯を提供しています。

エ 門真市子育て応援ポータルサイト事業「すくすくかどまっ子ナビ」

赤ちゃんができたときの手続きの仕方から、健診・予防接種のお知らせ、各種手当、子育てイベント、保育園の情報などをインターネットを使用して、タイムリーに発信しています。

パソコンや携帯電話を使用して、手軽に閲覧することができます。

ホームページアドレス <http://www.city.kadoma.osaka.jp/sukusuku/>

携帯サイトアドレス <http://www.city.kadoma.osaka.jp/sukusuku/m/>

携帯サイトQRコード **モバイルサイト**

このサイトが
携帯でも
ご覧頂けます



オ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4ヶ月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。

支援が必要な家庭に対しては、具体的な育児支援につなげることを目的とします。

- （訪問員）・規定の「こんにちは赤ちゃん訪問」訪問員研修を受講した者
・地域子育て支援担当保育士

カ 病児保育事業

保護者が働いているなどの事情で、子どもが病気のとときに自宅で保育できない場合、一時的に保育する事業です。

実施場所 病児保育室「ティーグル」（門真市末広町18-9）

対象者 保護者の勤務等の都合により、家庭で保育を行うことが困難な生後6カ月から小学校3年生までの児童

※利用に当たっては、市の窓口で事前登録を行う必要があります。

③ 未熟児養育医療給付

身体の発育に未熟性があり、家庭保育が困難なため入院治療を必要とする未熟児に係る医療を給付する制度。

④ 乳幼児等医療費助成

小学校3年生までの児童に対し、通院及び入院の保険診療にかかる自己負担額の一部を助成。所得制限なし。

※平成25年10月より「こども医療費助成」に名称変更、入院のみ小学校6年生までに対象年齢拡大。

⑤ ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭などで医療を受ける場合、ひとり親家庭医療証をもって、医療費を助成するものです。所得制限あり。

18歳になった次の3月31日までの児童・生徒及び父又は母等の通院及び入院の保険診療にかかる自己負担額の一部を助成。

⑥ 福祉金等

ア 児童手当

中学校3年生までの児童を養育している方が受けられます。

手当は6・10・2月に、それぞれの前月分まで支給されます。

※所得制限限度額内の方

- 支給月額 0歳～3歳未満15,000円
3歳～小学校修了前10,000円
(第3子以降の場合は15,000円)

中学生 10,000円

※所得制限限度額を超過する人は1人につき5,000円

扶養人数	所得制限限度額
0人	622万円未満
1人	660万円未満
2人	698万円未満
3人	736万円未満
4人以上	1人につき38万円加算

※所得制限限度額は世帯合算ではなく、児童手当の受給者の所得額が対象です。

イ 児童扶養手当

母子家庭・父子家庭などで18歳以下の児童（心身障がい者の場合20歳未満）を養育している母、父又は養育者に支給。所得制限あり。

児童1人で全額支給の場合 41,430円

2人目 5,000円加算

3人目以降1人増すごとに 3,000円加算

※ 所得額等に応じて支給月額が変わります。

※ 手当は毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分までが支給されます。

※ 平成25年10月に支給月額改定予定。

ウ 特別児童扶養手当

20歳未満で、中程度以上の障がいのある児童を養育している者に支給。
所得制限あり。

1級 月額 50,400円

2級 月額 33,570円

※ 手当は毎年4月、8月、11月にそれぞれの前月分までが支給されます。

※ 平成25年10月に支給月額改定予定。

(3) 障がい者福祉

① 門真市立さつき園（児童発達支援）

門真市立くすのき園（医療型児童発達支援）

●所在地 門真市北岸和田3丁目6-12

●施設概要 敷地面積 2,008.64㎡

床面積 1,167.00㎡

鉄筋コンクリート造 平屋建 一部2階建

●開園日 昭和50年9月1日

●その他 定員 さつき園 40人（平成25年4月1日現員32人）

くすのき園 40人（平成25年4月1日現員13人）

② 障がい者医療制度

市内在住の65歳未満の重度障がい者で、身体障がい者手帳1級又は2級の所持者、療育手帳Aの所持者、身体障がい者手帳3級～6級の所持者で、

かつ療育手帳の程度が中度（B1）と判定された方が対象です。所得制限あり。保険診療に係る自己負担額の一部を助成。

③ 老人医療制度

65歳以上の方で以下のいずれかに該当する方の通院及び入院の保険診療に係る自己負担額の一部を助成。

- ・障がい者医療やひとり親家庭医療の対象となる方
- ・精神保健及び精神障がい福祉に関する法律又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核に係る医療の適用を受けている方
- ・特定疾患に罹患している方
（いずれも所得制限あり）

④ 障害者総合支援法による主な福祉サービス

ア 居宅介護

ホームヘルパーによる日常生活での身の周りの支援や通院時の付添いなどを行います。

イ 短期入所（ショートステイ）

介護者が病気の場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

ウ 共同生活介護（ケアホーム）

共同生活の場で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

エ 共同生活援助（グループホーム）

共同生活の場で、障がい者の日常生活上の相談や援助を行います。

オ 施設入所支援

施設に入所する障がい者に、夜間に入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

カ 移動支援（地域生活支援事業）

1人で外出が困難な障がい者にガイドヘルパーを派遣します。

キ 意思疎通支援（地域生活支援事業）

聴覚障がい者が、社会生活等を営む上で、意思疎通を図ることに支障がある場合に手話通訳者等を派遣します。

⑤ 手当・助成等

ア 特別障がい者手当

日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障がい者に支給。所得制限あり。月額26,260円。(平成25年10月に支給月額改定予定)

イ 障がい児福祉手当

日常生活に常時介護を必要とする20歳未満の在宅重度障がい者に支給。所得制限あり。月額14,280円。(平成25年10月に支給月額改定予定)

ウ 大阪府重度障がい者介護手当

重度の知的障がい(医療手帳A判定)と重度の身体障がい(身体障害者手帳1級、2級)を併せ持つ重複障がい者(児)の介護者に支給。月額10,000円。

エ 重度障がい者等住宅改造助成事業

- 重度障がい者(児)等が居住する住宅の改造を行う場合に助成する制度です。
- 助成対象事業 民間の持家又は借家で、便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室等を改造する場合
- 助成対象世帯
 - ・当該世帯の生計中心者の前年分の所得税額が7万円以下の世帯で、下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病性による運動機能障がい(移動機能障がいに限る)に係る身体障がい者手帳の障がい程度が3級以上の方で、学齢児以上の方がいる世帯
 - ・当該世帯の生計中心者の前年分の所得税額が7万円以下の世帯で、重度知的障がい者(児)の方がいる世帯
- 助成限度額 500,000円(ただし、介護保険又は門真市障がい者等日常生活用具給付等要綱に基づく住宅改修で給付を受けた場合は、給付額を除く。)

(4) 老人福祉

① 門真市立老人福祉センター

- 所在地 門真市御堂町12-5
- 施設概要 敷地面積 2,121㎡ 建物延面積 1,259㎡
鉄筋コンクリート造 2階建
1階 事務室、ロビー、相談室、和室、機能回復訓練室、
教養娯楽室、食堂
2階 大集会室、教養娯楽室、多目的室
- 利用時間 午前9時～午後5時30分
- 休館日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日
- 開館年月日 平成元年2月13日

② 門真市高齢者ふれあいセンター

- 所在地 門真市岸和田3丁目44-11
- 施設概要 敷地面積 1,983㎡ 延床面積 483.09㎡
構 造 鉄筋コンクリート造（一部木造）平屋建
- 主な施設 ふれあいサロン、クラフトルーム（創作活動室）、和室セ
ミナールーム（研修室）、フィットネスルーム（多目的室）
- 利用時間 午前9時～午後5時30分
- 休館日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日
- 開館年月日 平成13年5月1日

③ 門真市地域高齢者交流サロン

- 所在地 門真市沖町28-2
- 施設概要 敷地面積 198.63㎡
建築面積 154.27㎡
延床面積 120㎡ 鉄骨造 平屋建
- 利用時間 午前9時30分～午後5時30分
- 休館日 日曜日、火曜日、祝日、12月29日～1月3日
- 開館年月日 平成15年5月1日

④ 在宅高齢者支援事業

ア 日常生活用具給付事業

対 象：概ね65歳以上の寝たきりや一人暮らしの高齢者、又は、高齢者のみの世帯（用具により異なります）

○電磁調理器、火災報知器、自動消火器の給付

○生計中心者の市町村民税額により負担があります

イ 福祉電話の貸与及び電話使用料の補助

対 象：65歳以上の一人暮らし、又は、これに準ずる方で、低所得の方（使用料の補助については生活保護受給者は除く）

○安否確認、各種相談等に必要な電話機の貸与及び基本料金等の補助（N T Tのみ）

ウ 緊急通報装置貸与事業

対 象：概ね65歳以上の病弱な一人暮らしの高齢者、又は、高齢者のみの世帯に属する高齢者

○急病等の緊急時にボタンを押すと、電話回線（N T Tのアナログ回線のみ）にてオペレーションセンターに直接つながり、対話ができる装置を貸与

○生計中心者の市町村民税額により負担があります

エ 街かどデイハウス通所事業

対 象：概ね65歳以上で在宅で自立した日常生活を送るために支援が必要な方（介護保険の認定が「自立」の方）

○趣味活動・給食サービスなどの日帰りサービスを提供（送迎はなし）

○食材料費など自己負担があります

(5) 福祉施策としての資金貸付事業等

① 門真市援護資金貸付事業（福祉政策課）

- 一時的な収入の減少または特別な事由のある支出の増加によって日常の生計を維持することが困難となった低所得者に対し、生計の回復を援助するために援護資金を貸し付ける制度です。
- 貸付限度額100,000円（75,000円を超えるときは連帯保証人が必要）。

② 住宅支援給付事業（福祉政策課）

- 2年以内に離職した人で、65歳未満で就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を失っている人又は失うおそれのある人を対象として、原則3ヶ月間（最長9ヶ月間）、賃貸住宅等の家賃として住宅支援給付を支給するとともに、再就職に向けた支援を行っています。
- 受付窓口：門真市社会福祉協議会（平日9時～17時30分（12時～12時45分は除く。））

(6) 健康増進事業

① 母子保健事業

妊産婦・乳児及び幼児の健康の保持、増進を図るため実施しています。

(事業内容)

◇乳幼児相談、妊産婦健康相談 (24年度相談者数 139人)

◇健康診査 (24年度)

種 別	実施回数	受診者数	備 考
妊 婦 一 般	—	12,518人	延受診者数
乳 児 一 般	—	709	
4 か 月 児	24	898	
乳 児 後 期	—	706	
1 歳 6 か月児	24	824	歯科検診受診者数 825 人
2歳6か月児歯科	12	723	
3 歳 6 か月児	12	776	歯科検診受診者数 775 人

このほか、経過観察検診、乳幼児精密健康診査、乳児視力聴覚精密健康診査等も実施しています。

◇ママパパ (妊婦) 教室 (24年度参加延人数 184 人)

◇離乳食講習会 (24年度参加延人数 182 人)

◇赤ちゃんランド (24年度参加延人数 171 人)

◇妊産婦新生児等訪問指導 (24年度訪問回数 1,275 回)

◇保育教室 (24年度参加延人数 254 組)

② 保健事業

市民を対象に疾病の予防、健康の保持・増進を図るためのがん検診等や15歳～39歳の市民を対象とした一般健診、健康増進法に基づく生活保護世帯を対象とした健康診査を実施しています。※平成20年4月より40歳以上の市民(生活保護世帯を除く)の健診は、医療保険者の実施する特定健康診査等になりました。

(健康診査受診状況)

種別		年度	22	23	24
一般健康診査			822人	847人	717人
がん検診	胃がん検診		2,408	2,497	2,376
	大腸がん検診		4,844	5,727	5,739
	子宮がん検診		2,875	2,688	2,452
	肺がん検診		9,354	9,536	9,900
	乳がん検診		2,234	1,723	1,439
骨粗鬆症検診			517	487	439
成人歯科検診			90	483	323

このほか、健康手帳の交付、機能訓練、脳卒中地域ケア推進、健康教育、健康相談、訪問指導等を行っています。

③ 予防接種実施状況

種別		年度	22	23	24
百日咳・ジフテリア・破傷風混合			4,162人	3,868人	3,560人
ジフテリア・破傷風混合(2種)			361	747	325
ポ	リ	オ	2,030	1,587	3,785
日	本	脳	3,745	6,094	4,325
麻	疹	・	3,796	4,099	3,866
麻	疹	混	3	2	2
風	疹	合	4	0	2
イ	ン	フ	13,142	12,056	12,307
B	C	G	954	923	900

(7) 門真市保健福祉センター

門真市保健福祉センターは、保健・医療・福祉の分野における市民の多様なニーズに対応するため、各種サービスを総合的に効率よく供給できる中核的施設です。

- 所在地 門真市御堂町14番1号
- 施設概要 敷地面積 4,416.00㎡

建築面積 2,649.004㎡
 延床面積 10,869.376㎡
 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨
 地下1階、地上4階

- 工 費 5,344,500千円
- 開館年月日 平成12年7月1日
- 事業内容

	施 設 名	事 業 内 容
1 階	総 合 相 談 窓 口	保健・福祉に関する相談と情報提供を行います。
	育児サポートセンター	育児に関する相談を総合的に受け付けます。
	ボランティアセンター	ボランティア活動の相談や養成を行います。
	福祉機器及び介護用品 展 示 コ ー ナ ー	福祉機器・介護用品を展示するとともに使用方法 等を指導します。
	リサイクルセンター	高齢者・障がい者向けの介護用品の作成やリサイ クルを行います。
	ふれあいサロン (アトリウム)	保健福祉に関してのイベント開催など全ての市民 がふれあい憩う空間です。
	ふれあいコーナー	障がい者の雇用、社会参加、健常者との相互理解 を促進するための交流サロンです。
	診 療 所	土曜日の夜間に内科・小児科の診療、日曜日・祝 日・年末年始に内科・小児科・歯科の診療及び毎 水曜日に障がい者を対象とする歯科の診療を行 います。
	門真市社会福祉協議会	紙おむつ給付、車イス短期(3ヶ月)貸出し、校 区福祉委員会活動、大阪府生活福祉資金などの事 業を行います。
門真市障がい者相談 支 援 セ ン タ ー ジ ェ イ ・ エ ス ター	市内在住の障がい者の方とその家族、関係者から 日常生活全般についての相談を聞き、住み慣れた 地域で安心して生活できるようお手伝いするセン ターです。	

2 階	障がい者福祉センター	在宅障がい者に対し、創作活動、社会適応訓練など、通所によるデイサービスを行います。
	理学療法室 作業療法室	リハビリに関する相談や障がい者の交流・集団レクレーションの場として使用します。
	アトリエ	在宅障がい児に対し、通所による日中一時支援サービスを提供します。
3 階	保健センター	市民の健康の保持増進を図るため健康相談、保健指導、健康診査など各種の保健サービスを行います。
	プレイルーム	乳幼児の教室などを行います。
	多目的室	保健・医療・福祉に関係した行事などを行います。
4 階	調理実習室	各種保健事業に使用するとともに、ボランティアによる食育の啓発・普及の場として活用します。
	視聴覚室	A V機器を使用した保健・医療・福祉に関する講演会やシンポジウムなどに使用します。
	会議室 1・2・3	保健・医療・福祉に関する会議などに使用します。
	事務室	健康増進課の事務室です。

専用使用施設

次の施設は、有料で市民が利用できます。

	午 前	午 後	全 日	
	午前 9 時 30 分から 午後 0 時 30 分まで	午後 1 時 から 午後 5 時まで	午前 9 時 30 分から 午後 5 時まで	
ふれあいサロン (アトリウム)	1,400 円	1,800 円	3,200 円	
視 聴 覚 室	1,500	1,900	3,400	
会 議 室	1	800	1,000	1,800
	2	800	1,000	1,800
	3	900	1,200	2,100

駐 車 場

使 用 時 間	使 用 料
30分まで	無 料
30分を超えた場合30分ごと	150 円



14 都市建設

(1) 都市計画

① 都市計画区域及び市街化区域・市街化調整区域

(平成25年4月1日現在)

区 分	面積 (ha)	率 (%)	備 考
都市計画区域	1,228.0	100.0	昭和31年12月27日 建設省告示第2846号
市街化区域	1,186.0	96.6	平成12年4月7日 大阪府告示第703号
市街化調整区域	42.0	3.4	平成12年4月7日 大阪府告示第703号

② 用地地域

区 分	面積 (ha)	率 (%)	備 考
第1種低層住居専用地域	約 10	0.8	平成 24年 4月 2日 大阪府告示第612号
第1種中高層住居専用地域	約 30	2.5	
第2種中高層住居専用地域	約 326	27.5	
第1種住居地域	約 128	10.8	
第2種住居地域	約 179	15.1	
準住居地域	約 1.1	0.1	
近隣商業地域	約 56	4.7	
商業地域	約 18	1.5	
準工業地域	約 432	36.4	
工業地域	約 6.2	0.5	

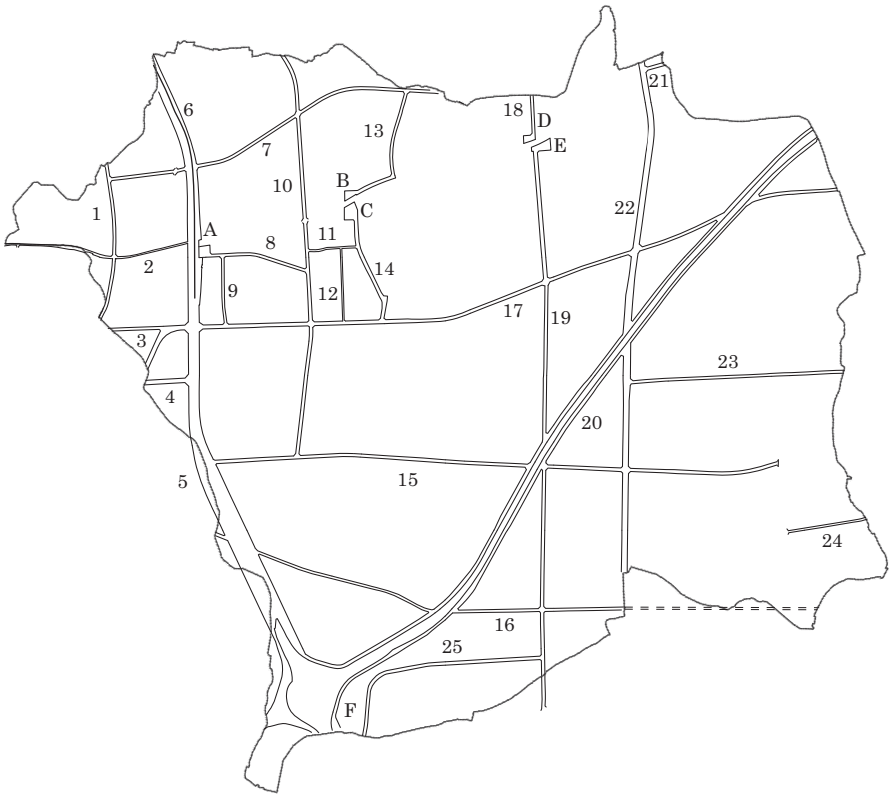
(2) 道 路

① 市道の現況（車道幅員別）

（平成25年4月1日現在）

幅 員	実 延 長 (m)	舗 装 道 路			舗 装 率 (%)
		セメント系 舗装延長 (m)	アスファルト系 舗装延長 (m)	計 (m)	
13.0m以上	743	3	740	743	100.0
9.0m以上 13.0m未満	1,681	9	1,672	1,681	100.0
7.5m以上 9.0m未満	7,044	35	7,009	7,044	100.0
5.5m以上 7.5m未満	32,046	178	31,832	32,010	99.9
5.5m未満	120,682	2,518	114,359	116,877	96.8
計	162,196	2,743	155,612	158,355	97.6

② 門真都市計画道路図



1	守口門真停留所線	2	旧大阪四日市線	3	三郷大和田線
4	菊水門真線	5	大阪中央環状線	6	大阪モノレール専用道
7	堂山常称寺線	8	新橋柳線	9	新橋線
10	梶桑才線	11	末広線	12	速見線
13	古川橋駅前線	14	古川橋駅桑才線	15	桑才下馬伏線
16	桑才深野線	17	大阪四日市線	18	藤田大和田駅前線
19	大和田駅三ツ島線	20	大阪枚方京都線	21	萱島線
22	寝屋川大東線	23	島頭岸和田線	24	岸和田南線
25	門真南駅前線	A・B・C・D・E・F	広場		

(3) 都市再開発

① 北部地区住環境整備

昭和30年代後半から、大阪都市圏への急激な人口流入の受け皿として京阪電鉄各駅の駅勢圏を中心に大量の木造賃貸住宅が社会基盤未整備のまま建築され、過密住宅市街地が形成されてきました。現在、これらの住宅の老朽化が著しいため、大規模地震時における被害の増大が懸念されています。そうした中で、阪神・淡路大震災や東日本大震災を教訓に災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

昭和59年11月12日に現要綱である「社会資本整備総合交付金」の地区指定(国道163号以北461ha)の国土交通省大臣承認を受け、昭和62年度より公民協働で事業を行ってきました。

これまでに朝日町地区、末広南地区、石原東・幸福北地区、上島町第1地区等で協調性のある統一された良質な耐火、準耐火建築物への建て替えを実施し、同時に、公園、道路等の公共施設整備が完了し、まちびらきをしています。

現在、小路中第1地区、本町地区、石原東・大倉西地区、幸福町・垣内町地区、中町地区の5地区で事業を行っています。

まず、小路中第1地区は、住宅市街地総合整備事業と土地区画整理事業との合併施行を実施しており、平成19年度までに地区内の老朽建築物等の除却が完了しております。平成23年度に土地区画整理組合の設立認可取得後、道路等の公共施設の整備を行い、平成24年度に公園整備や新規建物の建設を行いました。平成25年度においては、引き続き、公共施設の整備や新規建物の建設を行い、事業の竣工を予定しております。

次に、石原東・大倉西地区は、住宅市街地総合整備事業と土地区画整理事業との合併施行を実施しており、平成19年3月に共同整備事業組合が設立され、公園用地など公共施設用地の取得や老朽建築物等の除却を行っています。平成23年度に土地区画整理組合の設立認可取得後、道路等の公共施設の整備を行い、平成24年度に公園整備や新規建物の建設を行いました。平成25年度においては、引き続き、公共施設の整備や新規建物の建設を予定しております。

次に、本町地区は、住宅市街地総合整備事業と防災街区整備事業との合併施行を実施しており、防災街区整備事業については、平成24年度に完了しております。平成25年度においては、公園整備を予定しております。

次に、幸福町・垣内町地区では、「門真市幸福町・中町まちづくり基本計画」に基づき、地元組織である「門真市幸福町・垣内町・中町まちづくり協議会」と公民協働でまちづくりを進めており、旧第一中学校跡地の有効利用と併せ、地区周辺の商業施設や老朽建築物等の建替促進を誘導し「門真市の顔づくり」として賑わいのあるまちづくりを進めていく予定であります。

最後に、中町地区では、「門真市幸福町・中町まちづくり基本計画」に基づき、地元組織である「門真市幸福町・垣内町・中町まちづくり協議会」と公民協働でまちづくりを進めており、地区内の老朽建築物等の建替促進を誘導し、市立体育館等の公益施設の整備や防災機能を有する公園を整備することで「門真市の顔づくり」を進めていく予定であります。

平成25年度以降も引き続き、北部地区における住環境の整備、改善をさらに進めてまいります。

② 本町市営住宅建替事業

本事業は、老朽化した木造市営住宅を建て替えし、土地の有効・高度利用と住環境改善や他の小規模団地の集約を図るため、全体計画を3期分に分けて事業を実施しました。

第1期工事では、鉄筋コンクリート造7階建41戸（1DK14戸、2DK13戸、3DK14戸）を平成13年3月に完成し、平成15年3月に第2期工事として鉄筋コンクリート造7階建84戸（2K14戸、2DK42戸、3DK28戸）が完成。さらに、平成17年3月には最終となる第3期工事として、鉄筋コンクリート造6階建42戸（2K6戸、2DK18戸、3DK16戸、車イス常用者向住宅2戸）が完成しました。

• 概 要

敷地面積	11,363.16㎡		
	建築面積	延べ面積	1戸当たりの面積
(第1期)	471.83㎡	2,417.82㎡	40.24㎡ (1DK) 52.28㎡ (2DK) 62.07㎡ (3DK)
(第2期)	907.78㎡	4,853.39㎡	40.24㎡ (2K) 52.28㎡ (2DK) 62.07㎡ (3DK)
(第3期)	575.64㎡	2,525.34㎡	40.24㎡ (2K) 52.28㎡ (2DK) 62.07㎡ (3DK) 65.84㎡ (車イス常用者向住宅)

③ 木造住宅等建替え促進事業

耐震性の劣る木造住宅等の建替えを促進し、防災機能の向上を図るため、建築物の除却工事に対して支援を行う。

(補助金額) 一戸建ての住宅の場合: 対象工事費用の1/2(上限30万円)

共同住宅、長屋の場合: 対象工事費用の1/2又は一戸あたり30万円のうち、いずれか低い方の額(上限200万円)

④ 危険廃屋除却補助事業

倒壊等の危険性がある建築物の除却工事に対する支援により、住環境の改善を図る。

(補助金額) 一戸建ての住宅の場合：対象工事費用の 2 / 3 (上限60万円)
 共同住宅、長屋の場合：対象工事費用の 2 / 3 又は 1 戸あたり30万円のうち、いずれか低い方の額(上限200万円)

⑤ 建築物診断・改修補助事業

地震時の被害を軽減する為、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修について支援を行い、耐震化の促進を図る。

(補助金額) 木造一戸建て住宅の場合

- ・耐震診断補助：診断費用の 9 / 10 (上限 4 万 5 千円)
- ・耐震改修設計補助：設計費用の 7 / 10 (上限10万円)
- ・耐震改修補助：改修費用のうち、50万円まで (所得により60万円まで)

⑥ 住宅・建築物アスベスト飛散防止対策事業

アスベストによる健康被害を未然に防止するため、アスベスト分析調査や除去等工事に対して支援を行う。

(補助金額) 分析調査：調査費用のうち、25万円まで

除去等工事：対象工事費用の 2 / 3 (上限400万円)

(4) 公的住宅

① 市営住宅

(平成25年3月31日現在)

区 分	戸 数	内 訳	
門 真 市	487	鉄骨鉄筋コンクリート造	254
		新橋住宅 (1期)	200
		新橋住宅 (2期)	54
		鉄筋コンクリート造	233
		寿住宅 (1・2期)	66
		本町住宅 (1・2・3期)	167

② その他の公的住宅

(平成25年3月31日現在)

区分 戸数(内訳)		府 営	都市再生機構	府 住 宅 供 給 公 社
		総 戸 数	4,195	504
構 造	木 造	—	—	—
	鉄筋コンクリート	4,195	504	188
	簡易耐火	—	—	—

(5) 公 園

① 都市計画公園

(平成25年4月1日現在)

No.	名 称	所 在 地	面積 (ha)
1	茨 田 公 園	堂山町12番	0.17
2	新 橋 公 園	新橋町5番	0.12
3	中 町 公 園	中町4番	0.21
4	石 原 町 公 園	石原町21番	0.12
5	東 打 越 公 園	打越町12番	0.27
6	幸 福 町 公 園	幸福町28番	0.27
7	柳 町 公 園	柳町13番	0.31
8	北 打 越 公 園	打越町30番	0.71
9	下三ッ島公園	三ッ島2丁目11番	0.24
10	若 葉 公 園	深田町1番	0.14
11	下馬伏南公園	脇田町15番	0.22
12	四 宮 公 園	四宮4丁目4番	1.28
13	弁 天 池 公 園	岸和田1丁目8-2	3.47
計			7.56

② その他の都市公園・都市公園以外の公園（児童遊園・チビッコ広場）
（平成25年4月1日現在）

区 分	総 数	開設面積 (ha)
そ の 他 の 都 市 公 園	42	5.3
都 市 公 園 以 外 の 公 園 (児童遊園・チビッコ広場)	101	2.8

③ 弁天池公園

本公園は、市東部の都市景観の形成・周辺生活環境の向上に資するとともに、公園緑地系統の要として整備されたもので、また地区公園としての機能をあわせ持ち、各種の催し場、また災害時の避難地と同時に全市的にもシンボル性ある緑豊かな市民の森、古代河内湖の唯一のなごりとして歴史も学べる公園です。

・事業概要

計 画 決 定	昭和52年8月1日
計 画 決 定 面 積	3.4ha
事 業 認 可	昭和61年11月21日
事 業 認 可 面 積	2.0ha
事 業 認 可 変 更	平成元年5月29日
事 業 認 可 変 更 面 積	3.4ha
事 業 年 度	用地買収 昭和61年度～平成6年度 工 期 平成元年度～平成3年度

・公共施設整備内容

1期事業は平成元年度から2年度にかけて24,000㎡を整備。

弁天池の改修・管理棟の設置・噴水・桜の散策路・修景施設として向月台を設置するとともに、森林浴の森として常緑低・中・高木等、約18,000本を植樹。

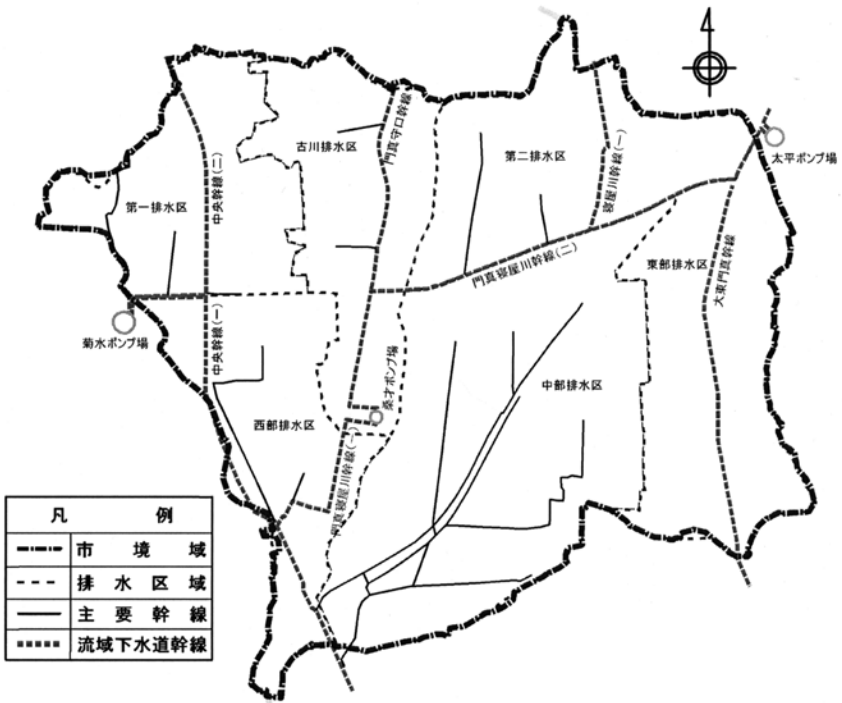
平成3年4月1日に一部オープンし、水と出会える、また木々・緑の美しい市民の憩いの場として多くの人達に楽しまれ、また、2期事業として平成3年度に、わんぱく広場・芝生広場・水蓮の池等の整備を図り、平成4年4月1日に全域（34,000㎡）オープンした。

(6) 公共下水道

① 全体計画

排水区名	面積 (ha)	計画排水人口 (人)	管渠延長 (m)
第1排水区	144.0	23,000	37,927
古川排水区	172.0	23,000	41,519
第2排水区	178.0	32,000	55,857
西部排水区	156.0	7,000	24,765
中部排水区	372.0	36,000	77,712
東部排水区	195.0	22,000	43,860
合計	1,217.0	143,000	281,640

② 門真都市計画下水道一般平面図

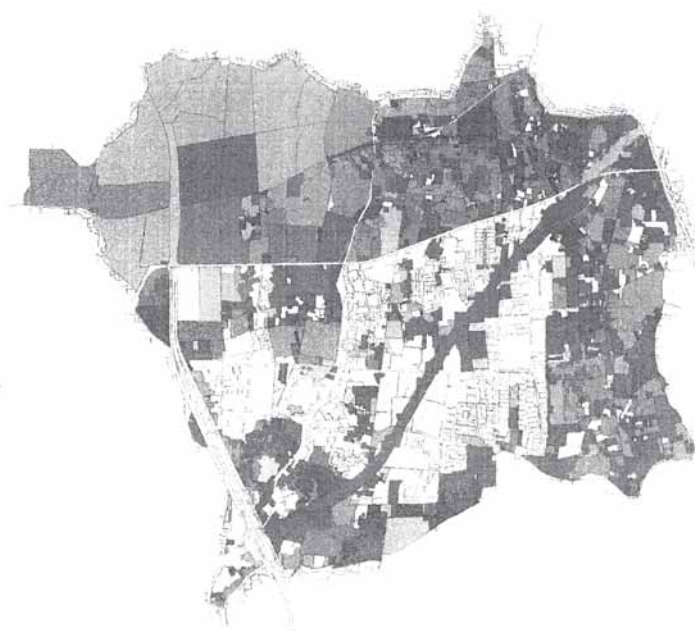


③ 整備状況の推移

	22年度末	23年度末	24年度末
排水面積 (ha)	942	950	964
排水人口 (人)	104,375	105,795	106,425
処理面積 (ha)	843	858	870
処理人口 (人)	104,285	105,709	106,244
管渠延長 (m)	228,147	230,802	234,462
人口普及率 (処理) (%)	80.2	81.9	83.0
面積普及率 (処理) (%)	69.5	70.7	71.7

④ 公共下水道供用開始区域図

(平成25年3月31日現在)



⑤ 受益者負担金

区 分	第一負担区	第二負担区	第三負担区
省令・条例	省令	条例	条例
制定年月日	昭和44年3月5日	昭和47年4月25日	昭和51年7月1日
負担率	事業費の5分の1	事業費の5分の1	事業費の5分の1
賦課区域	141.8 ha	352 ha	715.2 ha
単位負担金額	1 m ² 当り 125円	1 m ² 当り 179円	1 m ² 当り 253円
納付期限	3年	3年	3年

⑥ 下水道使用料

(平成7年12月1日改定)

区 分	使 用 料 (税別)		
	基本水量	基本使用料	超過水量 (1 m ³ につき)
一般汚水	10 m ³ まで	670 円	11 m ³ ～ 20 m ³ 95 円
			21 m ³ ～ 30 m ³ 115 円
			31 m ³ ～ 50 m ³ 135 円
			51 m ³ ～ 100 m ³ 155 円
			101 m ³ ～ 500 m ³ 175 円
			501 m ³ ～ 1,000 m ³ 195 円
			1,001 m ³ ～ 5,000 m ³ 215 円
			5,001 m ³ ～10,000 m ³ 230 円
			10,001 m ³ 以上 245 円
浴場汚水	1 m ³ につき 16 円		

⑦ 水洗便所改造資金貸付制度

(門真市水洗便所改造資金貸付基金条例、昭和47年4月1日制定)

(貸付対象) 本市の処理区域内において、既設のくみ取り便所(し尿浄化

槽による水洗便所を含む。)を水洗便所に改造しようとする者に、その費用にあてる資金として貸し付けられます。ただし、法人は除きます。

- (貸付資格) 1 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
2 確実な連帯保証人があること。
- (貸付金額) 水洗便所改造工事1件について30万円以内。
- (貸付期間) 資金貸し付けの翌月から起算して36カ月以内。
- (貸付利子) 年2.4%
- (償還方法) 資金貸し付けの月の翌日から元利均等の方法により月賦償還。
- (延滞金) 延滞金額につき年14.5%

⑧ 水洗便所改造助成金制度

(門真市水洗便所改造助成条例、昭和47年4月1日制定)

- (助成の対象) 処理区域内の既設くみ取り便所(し尿浄化槽による水洗便所を含む。)を水洗便所に改造し、これに伴いその他の排水設備を新設又は改造する者に交付されます。
- (助成の資格) 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- (助成金額) 1 処理区域の公告の日から3年以内に既設のくみ取り便所の水洗便所改造工事に着工した場合 5,000円。
2 し尿浄化槽による水洗便所を改造した場合 5,000円。

(7) 交 通

① 交通事故件数

年 \ 区分	件 数	死 者 数	負 傷 者 数	死 傷 者 数
20	785	2	895	897
21	699	3	806	809
22	763	7	874	881
23	729	4	813	817
24	661	4	773	777

② 自転車施設の状況

(平成24年4月1日現在)

名 称	収容可能台数		利 用 料 金 (円)			
			自 転 車		原 付	
	自転車	原付	1ヵ月定期	一時利用	1ヵ月定期	一時利用
門 真 市 駅 北	1,203	106	2,300 (1,800)	150	3,300	200
門真市駅南第1	763	—	2,300 (1,800)	150	—	—
門真市駅南第2	552	—	2,300 (1,800)	150	—	—
門真市駅南第3	105	111 〈中型6〉 〈大型6〉	2,300 (1,800)	150	3,300 〈中型3,800〉 〈大型4,300〉	200 〈中型300〉 〈大型400〉
門真南駅第1	1,342	—	2,300 (1,800)	150	—	—
門 真 南 駅 北	—	103	—	—	3,300	200
萱 島 駅 西	1,044	117	2,100 (1,600)	100	3,000	200
古 川 橋 駅	591	50	2,100 (1,600)	100	3,000	200
大 和 田 駅	1,262	74	2,100 (1,600)	100	3,000	200
門 真 南 駅 東	120	100	2,300 (1,800)	150	—	200
門 真 南 駅 南	570	—	2,300 (1,800)	150	—	—
合 計	7,552	673				

() 内は学生

なお、不法駐輪のため撤去した自転車の保管場所は下記のとおりです。

名 称	所在地	面 積	電 話	備 考
市 役 所 前 自転車等保管場所	中 町 11-1	2,065.72㎡	06-6904-0036	京阪沿線駅周辺の 放置自転車等
門 真 南 自転車等保管場所	三ツ島 3丁目5-11	1,614.54㎡	072-882-1353	門真南駅周辺の 放置自転車等

③ コミュニティバス運行事業

本事業は、門真市内の交通不便地域の解消及び南北の移動による地域の活性化を図るため、本市が京阪バス(株)に運行に係る費用の一部を補助するものです。

運行期間：平成23年12月17日～平成28年3月31日

運行時間：平日6：55～20：20 土日祝7：31～19：37

運賃：大人220円 小人110円

(障がい者割引：運賃半額 同行される介助者の方は1名まで運賃半額)



④ バスカード購入補助事業

交通不便地域の解消を目的としたコミュニティバスの運賃補助を行います。
 補助内容：京阪バスのバスカード 2,000円分を1,000円で購入できる引換券を年に1回交付いたします。

対 象：① 1月1日時点で門真市内に住所のある人

② 10月1日時点で65歳以上であり門真市内に住所のある人

③ 市民税が非課税と確認できる人

上記の3つの条件を満たした方が対象